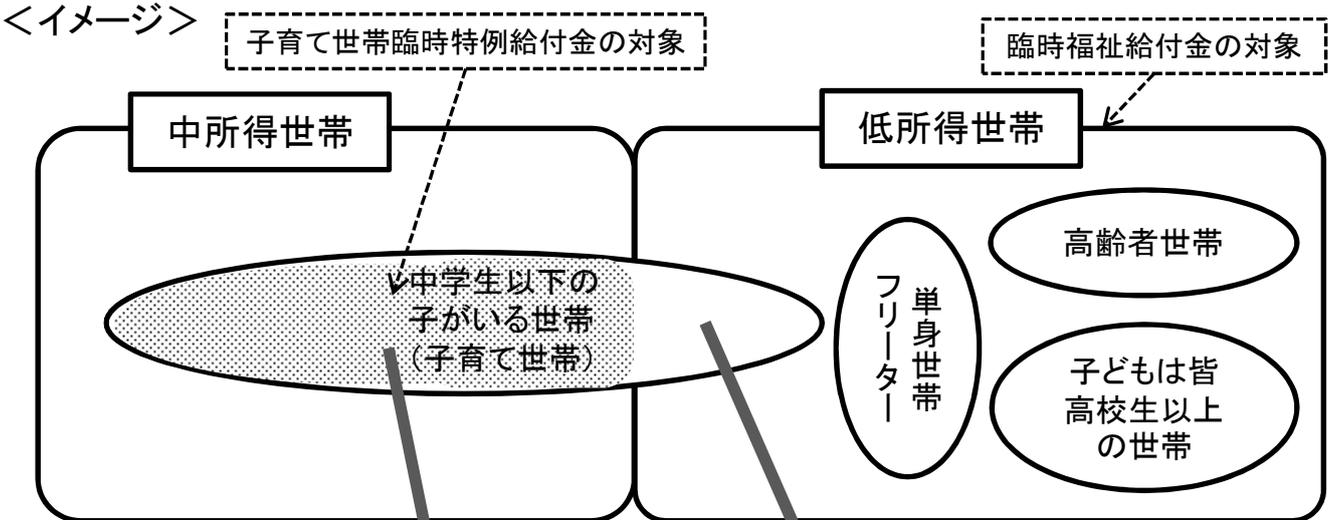


## 子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金の給付対象のイメージ

- 臨時福祉給付金は、低所得者であれば、子育て世帯でも、単身世帯でも、高齢世帯でも、全員に1万円(加算の場合は1万5千円)ずつ支給。
- 子育て世帯臨時特例給付金は、中所得世帯について、児童1人当たり1万円を、児童手当受給者に支給。



※高所得世帯は対象外

例えば

例えば

子育て世帯 (中所得)	子育て世帯 (低所得)
<p>※「父」のみ市町村民税(均等割)課税者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>父 母 兄 妹 (高校2年生) (中学2年生)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">対象児童「妹」に係る子育て臨時給付金を 支給対象者である「父」に支給</p>	<p>※全員市町村民税(均等割)非課税者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>父 母 兄 妹 (高校2年生) (中学2年生)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">「父」・「母」・「兄」・「妹」に係る臨時福祉給付金を それぞれ本人に支給 (実際は「父」が代理受領することを想定) ※「妹」は臨時福祉給付金の支給対象となるため、 子育て臨時給付金の支給対象外 (併給調整)</p>

※実線による四角囲みが住民基本台帳上の世帯、□が子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者、○が子育て世帯臨時特例給付金の対象児童、◇は臨時福祉給付金の支給対象者

- 「父」: 基準日における児童手当受給者
- 「母」: 「父」の配偶者(配偶者控除の対象者)
- 「兄」: 「父」の児童手当の対象児童ではなく、「父」の扶養親族(高校2年生)
- 「妹」: 「父」の児童手当の対象児童で、かつ「父」の扶養親族(中学2年生)

# 子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金の関係（大まかなイメージ）

## 子育て世帯



○ 対象となる児童の扶養者が、平成26年度分の市町村民税（均等割）を課税されているかどうか



課税

いずれか一方の給付金のみ支給



非課税

### 中所得者

子育て世帯臨時特例給付金が支給

### 低所得者

臨時福祉給付金が支給

○ 平成26年1月1日における同月分の児童手当の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの

※ただし、1月1日に生まれた児童は対象

○ 支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童の数に応じて支給

※臨時福祉給付金の対象者は除外

<給付額>

対象児童一人につき1万円

○ 平成26年1月1日において市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等は除外）

○ 児童のみならず、これを扶養する者にも支給される

<給付額>

支給対象者一人につき1万円（加算措置の対象の場合、5千円を加算）

都道府県知事 殿

内閣府男女共同参画局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の施行等について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）については、平成 26 年 1 月 3 日から施行されるとともに、改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）については、別途、主務府省庁の連名により通知することとしているところである。

各地方公共団体において施策を実施する際は、法及び基本方針並びに下記に示す留意事項等に十分留意し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に万全を期されたい。また、都道府県におかれては、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係機関及び関係団体にも周知徹底をお願いする。

なお、この通知については、警察庁、法務省及び文部科学省の了承を得ており、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

- 1 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対する準用  
改正法により、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について、法を準用することとさ

れた（法第5章の2関係）。

これは、「外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすい」といった配偶者からの暴力と同様の事情があり、その被害者を救済するために、法律上の支援の根拠の明確化及び保護命令の発令の必要性が認められることから、配偶者からの暴力に準じて、法の対象とすることとされたものである。

また、配偶者から暴力等を受けた後に離婚等をし、引き続き暴力等を受ける場合については適用対象とされていることから、生活の本拠を共にする交際相手から暴力等を受けた後に生活の本拠を共にする関係を解消し、引き続き暴力等を受ける場合についても、同様に適用対象となるようにすることとされたものである。

- (1) 法第28条の2中「生活の本拠を共にする」場合とは、被害者と加害者が生活の拠り所としている主たる住居を共にする場合を意味するものとして考えられている。

生活の本拠については、実質的に生活をしている場所と認められる場所をいい、例えば、居住期間の単純な長短のみで決まるものではないと考えられている。具体的には、住民票の記載、賃貸借契約の名義、公共料金の支払い名義等の資料から認定し、判断することができることがあるほか、そのような資料が存在しない場合であっても、写真、電子メール、関係者の陳述等から生活の実態を認定し、判断されることとなると考えられている。

なお、法にいう「配偶者」には、「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を含むと定められており（法第1条第3項）、「婚姻意思」、「共同生活」、「届出」のうち「届出」がないものがいわゆる事実婚として整理されるのが一般的とされているところ、新たに適用対象とされた生活の本拠を共にする交際相手については、さらに「婚姻意思」も認められない場合を想定したものとされている。

- (2) 法第28条の2中「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないもの」については、婚姻関係において一般的に見られる客観的な共同生活の実態を参考にしつつ、その有無を判断すると考えられており、例えば、専ら交友関係に基づく共同生活、福祉上、教育上、就業上等の理由による共同生活、又は専ら血縁関係、親族関係に基づく共同生活などを挙げることができ、これらに該当するものは法の適用対象から除外されることとなると考えられている。
- (3) 保護命令の申立てをする場合においては、被害者は「生活の本拠を共にする交際」であることを立証し、「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないもの」の該当性については、相手方が立証責任を負うことが想定されている。
- (4) 改正法の施行前に生活の本拠を共にする交際相手から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫がされていた場合であっても、改正法の施行後は、法第28条の2に基づき保護命令の申立てをすることができることとされている。

## 2 施行期日等

改正法は、公布の日から起算して6月を経過した日（平成26年1月3日）から施行するものとされた（附則第1項関係）。

また、改正法により、法律の題名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改めることとされたほか、その他所要の規定の整備が行われた。

## 3 留意事項

改正法は、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護の在り方が課題となっている状況に鑑み、その解決に資する観点から、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の防止及びその被害者の保護のための施策を講じるため、議員立法により制定されたものであり、その施行に伴い基本方針の見直しを行った。これらの制定の趣旨を踏まえた留意事項は次のとおりである。

### (1) 法に基づく施策の対象

法第28条の2においては、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、法に定められる全ての施策が適用されるように、この法律の規定が準用され、必要な読替えが行われている。そこで、配偶者からの暴力の防止及びその被害者の保護に関する施策については、1や基本方針を参照いただき、原則として、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及び被害者もその対象となることに御留意いただきたい。

また、配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）では、1の内容を踏まえ、及び関連の施策についての情報の収集に努め、相談、情報提供等の業務を行うことに御留意いただきたい。

### (2) 保護命令制度の適切な運用の実現

ア 改正法の施行に伴い、支援センターが裁判所に提出する書面の様式を別紙1のとおり、また、その記載要領については別紙2のとおりとするので、活用されたい。なお、別紙1及び別紙2については最高裁判所の了承を得ている。

イ 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者からの保護命令の申立てや発令の状況に関しては、保護命令手続における関係機関が定期的かつ実践的な情報交換を行うとともに、職務関係者に対する研修等により周知することに御留意いただきたい。

ウ 支援センターにおいては、保護命令制度の適切な運用の実現に向け、基本方針や関連通知を参照いただき、被害者に対し、無審尋の発令（法第14条第1項、第28条の2関係。保護命令を審尋の期日を経ずに発するもの。）等について説明し、被害者が円滑に保護命令の申立てができるよう配慮するとともに、保護命令の発令後においては、被害者の住所又は居所を管轄する警察や新たな避難先となる地方公共団体と連携し、被害者の安全の確保を図るよう御留意いただきたい。

エ 関係機関等が参加する協議会等の場では、保護命令制度の運用において調整を要する事項に関し、例えば、生活の本拠を共にする交際相手か

らの暴力に係る申立て、無審尋に係る申し出、広域的な連携など、現場における対応を想定し、相互の協力の在り方等について実践的な検討を行うことに御留意いただきたい。

(3) その他

- ア 交際相手からの暴力に係る相談等については、これまで、婚姻関係に至った場合における暴力の予防という観点から、支援センターにおける相談の対応を周知しているところであるが、改正法により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても法の適用対象となったことから、支援センターにおいては、引き続き、相談窓口の利用を周知し、相談に対応するよう御留意いただきたい。また、婦人相談所においては、従来より、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力に関するものも含め、売春防止法（昭和31年法律118号）に基づく運用により適切な対応を行うこととされており、引き続き対応されるよう御留意いただきたい。
- イ 若年層への教育啓発に関しては、学校において、専門的な知識や経験を有する有識者等の派遣等の方法により実施することも考えられる。

(別紙省略)

府 共 第 607 号  
雇 児 発 1003 第 1 号  
平成 25 年 10 月 3 日

都道府県知事 殿

内 閣 府 男 女 共 同 参 画 局 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行  
について

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 73 号。以下「改正法」という。）については、一部を除いて、平成 25 年 10 月 3 日から施行されることとなった。

改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「法」という。）においては、国及び地方公共団体は、ストーカー行為等（法第 2 条第 2 項の「ストーカー行為」又は第 3 条の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援等に努めなければならないこととし、これらの支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないとされた。

関係規定の概要及び施行に当たっての留意事項等は下記のとおりであるので、各地方公共団体において施策を実施する際は、法及び下記に示す留意事項等に十分配慮し、ストーカー行為等の防止及び被害者に対する支援に万全を期されたい。また、都道府県におかれては、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等に係る内容があることから関係部局が本通知を共有するとともに、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係機関及び関係団体にも周知徹底をお

願います。

なお、この通知については、警察庁の了承を得ているとともに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 国、地方公共団体による支援（第 8 条関係）

法第 8 条第 1 項において、国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する支援並びに民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならないこととされている。

ストーカー行為等を防止するとともにその被害者の救済を図るためには、警察のみならず、国、地方公共団体等が一体となって対策に取り組むことが重要であることから、本条において、国及び地方公共団体には、ストーカー行為等の防止、被害者に対する支援に努める責務があることが明らかにされたものである。

#### (1) ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及

法第 8 条第 1 項中「ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及」については、例えば、法で規制されるストーカー行為等の具体的内容、ストーカー行為等から身を守る方法、被害を受けた場合の対処方法、相談窓口・支援機関等について広報啓発活動を行うことが考えられる。

#### (2) ストーカー行為等の相手方に対する支援

法第 8 条第 1 項中「ストーカー行為等の相手方に対する」支援については、例えば、被害者の相談対応やカウンセリングの実施等が考えられる。

また、改正法により、国及び地方公共団体が努めなければならないとされるストーカー行為等の相手方に対する支援に、「婦人相談所その他適切な施設による」支援が追加された。支援体制については、要保護女子、配偶者からの暴力被害者等の相談、一時保護等の支援を行ってきた「婦人相談所その他適切な施設」を法律上に明記することによって、国及び地方公共団体の努力義務が明らかにされたものである。「その他適切な施設」としては、各都道府県の実情に応じて様々な形が考えられ、男女共同参画センターにおける相談対応の一環として受け付けることや、独自に相談施設等を設けて対応することも想定されている。

#### (3) ストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援

法第 8 条第 1 項中「ストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援」については、例えば、被害者に対する民間

の活動の紹介、民間の団体に対する助成や情報提供が考えられる。

- (4) 体制整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置等

改正法では、被害者にとって支援等がより充実したものとなることを意図し、法第8条第2項において、国及び地方公共団体は、同条第1項の支援等を図るため、「必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置」に努めなければならないことが明記された。

## 2 施行期日等

上記のほか、改正法では、電子メールを送信する行為を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等を求める旨の申出、当該申出をした者への通知等つきまとい等を受けた者の関与を強化することとされた。

電子メールを送信する行為の規制に係る規定については、公布の日から起算して20日を経過した日（平成25年7月23日）から、その他の規定については公布の日から起算して3月を経過した日（同年10月3日）から施行されるものとされた。（改正法附則第1条関係）

## 3 留意事項

### (1) 各都道府県警察との連携

各都道府県警察では、地域におけるストーカー行為等の実情を把握するとともに、法に基づく警告、禁止命令等の措置や援助措置を講じていることに鑑み、地方公共団体による支援等に際しては、警察と連携し、適切な役割分担の下に、被害者の安全の確保が図られるよう御留意いただきたい。

また、婦人相談所における被害者の一時保護については、各都道府県警察から支援の要請があった場合など、被害者の状況等に応じて速やかに一時保護の可否を判断されるよう御留意いただきたい。

配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者からの暴力相談を受けた際、つきまとい等の被害がある場合には、その態様によっては法の適用が可能なものがあることから、警察との連携に御留意いただきたい。

### (2) 関係機関の連携体制の構築

各都道府県警察では、関係機関及び関係団体と連携の上、援助措置を講じていることに鑑み、地方公共団体による支援等に際しては、警察のみならず、関係機関及び関係団体とも緊密に連携協力を図ることに御留意いただきたい。

事務連絡  
平成21年12月22日

都道府県  
各 指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

円滑な児童委員・主任児童委員活動について(依頼)

児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行等、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化している中、児童委員・主任児童委員は、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして活動を行っており、児童委員・主任児童委員に対する期待は高まっています。

子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できる環境づくりが求められているところあり、子育て家庭に「児童委員・主任児童委員」制度を周知し、児童委員・主任児童委員についての理解を広げることが重要であると考えています。

このため、今般、平成21年12月21日付け雇児母発1221第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知により、母子健康手帳の任意様式に児童委員・主任児童委員の活動についての記述を盛り込んだところです(別紙参照)。

管内市区町村及び関係機関等に御周知いただき、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮願います。

また、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

(本件担当)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
育成環境課育成環境係  
TEL03-5253-1111 内7908、7910

# 平成26年度における児童手当制度について

制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭等の生活の安定に寄与する</li> <li>○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する</li> </ul>		
支給対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)</li> </ul>	所得制限 (夫婦と児童2人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得限度額 (年収ベース) <ul style="list-style-type: none"> <li>・960万円未満</li> </ul> </li> </ul>
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○0～3歳未満 一律15,000円</li> <li>○3歳～小学校修了まで <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子、第2子:10,000円 (第3子以降:15,000円)</li> </ul> </li> <li>○中学生 一律10000円</li> <li>○所得制限以上 一律5,000円 (当分の間の特例給付)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(1.5/1000)を乗じて得た額。 ※ 事業主拠出金の一部を財源として児童育成事業(放課後児童クラブ等)を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監護生計要件を満たす父母等</li> <li>○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> <li>○市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施</li> <li>○毎年2月、6月及び10月 (各前月までの分を支払)</li> </ul>
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>0歳～3歳未満 <ul style="list-style-type: none"> <li>特例給付 (所得制限以上)</li> <li>児童手当</li> </ul> </li> <li>3歳～中学校修了前 <ul style="list-style-type: none"> <li>特例給付 (所得制限以上)</li> <li>児童手当</li> </ul> </li> </ul>	<p>被用者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国 2/3 地方 1/3</li> <li>事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45</li> </ul> <p>非被用者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国 2/3 地方 1/3</li> <li>国 2/3 地方 1/3</li> <li>国 2/3 地方 1/3</li> <li>国 2/3 地方 1/3</li> </ul> <p>公務員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所属庁 10/10</li> <li>所属庁 10/10</li> </ul>	
財源内訳 (26年度予算案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>[給付総額] 2兆366億円 (内訳) 国負担分 : 1兆2,377億円 (1兆2,806億円)</li> <li>(2兆2,356億円) 地方負担分 : 6,188億円 (7,748億円)</li> <li>事業主負担分 : 1,801億円</li> </ul>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)</li> </ul>		

●児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)附則

(検討)

第2条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

# 仕事と家庭の両立支援対策の概要

## 法律に基づく両立支援制度の整備

### 妊娠中・出産後の母性保護、母性健康管理 (労働基準法、男女雇用機会均等法)

- ・産前産後休業(産前6週、産後8週)、軽易な業務への転換、時間外労働・深夜業の制限
- ・医師の指導等に基づき、通勤緩和、休憩、休業等の措置を事業主に義務づけ
- ・妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止等

### 育児休業等両立支援制度の整備 (育児・介護休業法)

- ・子が満1歳(両親ともに育児休業を取得した場合、1歳2ヶ月="パパ・ママ育休プラス"※)まで(保育所に入所できない場合等は最大1歳半までの育児休業
  - ・子が3歳に達するまでの短時間勤務制度、所定外労働の免除※
  - ・育児休業を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止等
- ※平成21年7月1日公布の改正法により拡充。  
(施行日:原則として平成22年6月30日。  
ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年7月1日。)

## 両立支援制度を利用しやすい 職場環境づくり

### 次世代法に基づく事業主の取組推進

- ・仕事と子育てを両立しやすい環境の整備等に関する行動計画の策定・届出・公表・従業員への周知(101人以上は義務、100人以下は努力義務)
- ・一定の基準を満たした企業を認定(くるみんマーク)
- ・認定企業に対する税制上の措置

### 助成金を通じた事業主への支援

- ・短時間勤務制度の導入など、両立支援に取り組む事業主へ各種助成金を支給

### 表彰等による事業主の意識醸成

- ・仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業を表彰(均等・両立推進企業表彰)
- ・両立支援総合サイト「両立支援のひろば」による情報提供
- ・両立支援の取組をより効果的に推進するためのベストプラクティス集の普及

## その他

長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等全体のワーク・ライフ・バランスの推進

男性の育児休業取得促進等男性の子育てへの関わりの促進  
(イクメンプロジェクト)



保育所待機児童の解消・放課後児童クラブの充実、ファミリー・サポート・センター事業

子育て女性等の再就職支援(マザーズハローワーク事業)

## 希望する方すべてが子育て等をしながら安心して働くことができる社会の実現

女性の継続就業率 38% (平成22年) → 55% (平成32年)  
 男性の育児休業取得率 1.89% (平成24年) → 13% (平成32年)

# 次世代育成支援対策推進法の概要と見直しのポイント (平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法)

平成25年12月10日労働政策審議  
会雇用均等分科会 建議を受け  
た見直しのイメージ

10年間の  
延長

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

## 行動計画策定指針

- 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

(例) 地方公共団体行動計画：保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準を記載  
一般事業主行動計画：計画に盛り込む内容として、育児休業や短時間勤務に関する取組、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得に関する取組を記載

指針の  
内容を  
充実・強化

## 地方公共団体行動計画の策定

- ① 市町村行動計画
- ② 都道府県行動計画
  - 地域住民の意見の反映、労使の参画、計画の内容・実施状況の公表、定期的な評価・見直し等

施策・取組への協力等

## 次世代育成支援対策地域協議会

都道府県、市町村、事業主、労働者、  
社会福祉・教育関係者等が組織

※次世代法に基づく認定を受けた企業に対しては、期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、割増償却が可能となる税制優遇制度がある。この制度は平成23年度から平成25年度までの措置とされていたが、平成26年度政府税制改正大綱において、1年間延長することとされた。

現行の  
認定制度の  
充実

## 事業主行動計画の策定・届出

- ① 一般事業主行動計画(企業等)
  - ・大企業(301人以上)：義務
  - ・中小企業(101人以上)：義務(23年4月～)
  - ・中小企業(100人以下)：努力義務
  - ↑ 一定の基準を満たした企業を認定
- ② 特定事業主行動計画(国・地方公共団体等)

新たな認定  
(特例認定)  
制度の創設

計画の策  
定・届出に代  
えた実績公  
表の枠組み  
の追加

策定支援等

## 次世代育成支援対策推進センター

事業主団体等による情報提供、相談等の実施

# ファミリー・サポート・センター事業について

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。

なお、本事業は、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図る観点から、平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施することとしている。

## 【平成26年度予算案における変更点】

- 1 会員数要件を緩和し、新たに50～99人規模のファミリー・サポート・センターを補助対象とする。
- 2 新たに事業を開始する際の開設準備に要する経費(改修費等、賃借料(礼金1月分及び開設前月分))を補助対象とする。

## ○相互援助活動の例

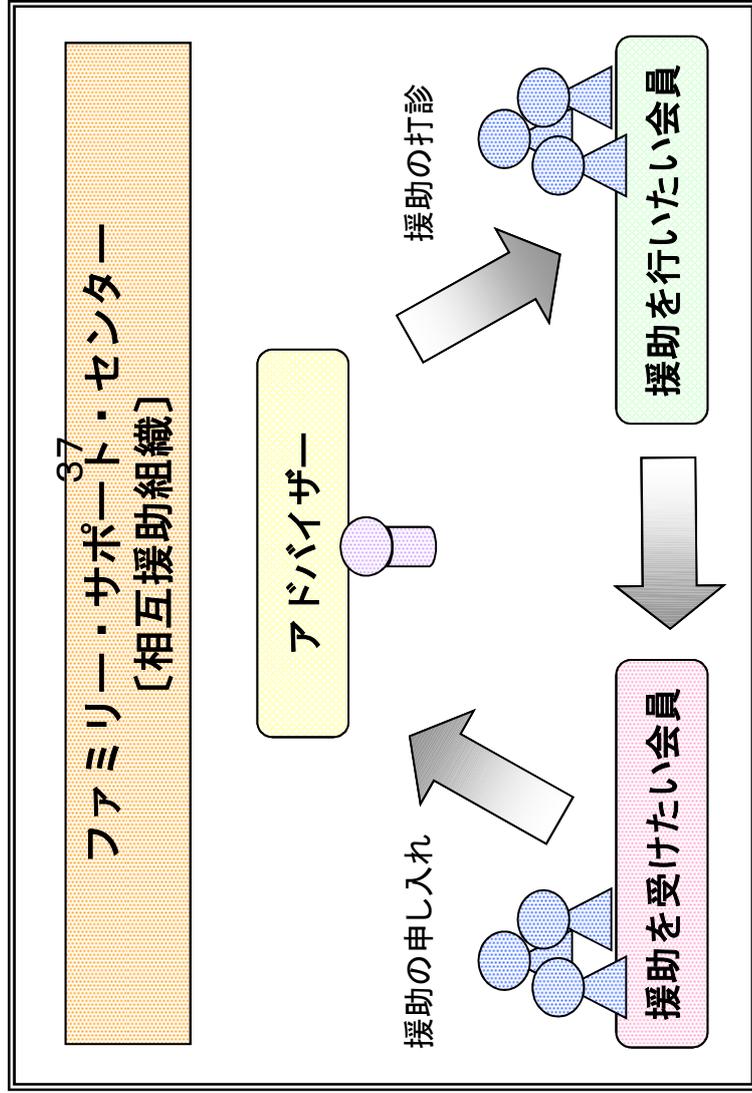
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応(平成21年度から)

## ○実施市区町村(平成24年度交付決定ベース)

- ・基本事業 699市区町村
- ・病児・緊急対応強化事業 129市区町村

## ○会員数 ※平成23年度末現在 ( )は平成22年度末現在

- ・依頼会員(援助を受けたい会員) 383, 321人(352, 683人)
- ・提供会員(援助を行いたい会員) 129, 744人(114, 818人)
- ・両方会員 42, 585人( 39, 889人)



雇児職発0404第1号  
平成25年4月4日

〔都道府県〕  
各指定都市  
〔中核市〕

ファミリー・サポート・センター事業担当課長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
職業家庭両立課長  
(公印省略)

ファミリー・サポート・センター事業における事故事例及び  
ヒヤリ・ハット事例の原因の検証のための具体的方策について

ファミリー・サポート・センター事業における事故防止対策については、「ファミリー・サポート・センター事業における事故防止対策の徹底について」(平成23年10月21日付け雇児職発1021第1号本職通知)によりお願いしたところです。

今般、事故事例及びヒヤリ・ハット事例の検証作業の参考となるよう、原因の検証のための具体的方策を別紙のとおりまとめましたので、管内市町村及びファミリー・サポート・センターに対し周知頂くとともに、事故防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

ファミリー・サポート・センター事業における事故事例及び  
ヒヤリ・ハット事例の原因の検証のための具体的方策について

### 1 目的

検証は、相互援助活動中の事故事例や、実際に事故に至らなかったが活動の中で「ヒヤリ」や「ハット」した事例(以下「ヒヤリ・ハット事例」という。)について事実の把握を行い、客観的な視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するた  
めに行う。

### 2 対象範囲

検証の対象は、相互援助活動中に発生した死亡事故、及び治療に要する期間が30日以上  
の負傷や疾病を伴う重篤な事故等の全てを検証の対象とすること。また、過去に発生し  
た事例や、ヒヤリ・ハット事例について検証が必要と認められる事例も対象とすることが  
望ましい。

### 3 検証の方法

#### (1) 実施主体

市町村(指定都市、中核市を含む。以下同じ。)が実施することとし、検証の対象と  
なった事例に関係するファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)  
は当該検証作業に参加・協力するものとする。

#### (2) 検証組織の構成

検証組織は、市町村の下に設置する。なお、検証の客観性を担保するため、検証組織  
の事務局を当該事例に直接に関与した、又は直接関与すべきであった組織以外の部署に  
置くとともに、検証委員には外部の者(当該事例に直接関与した、又は直接関与すべき  
であった組織の者以外の者)を構成員に加えるものとする。

#### (3) 会議の運営

会議では、以下の事項についても確認しておく。なお、検証に当たっては、その目的  
が再発防止策を検討するためのものであり、個人の責任追及や関係者の処罰を目的とす  
るものではないことを明確にする。

#### ① 検証の目的

② 検証方法(関係者ごとのヒアリング、現地調査等による事実関係の確認、問題点・  
課題の抽出、提案事項の検討、報告書の作成等)

#### ③ 検証スケジュール

#### (4) 事実関係の明確化

検証の対象事例について、事務局はあらかじめ事前打合せ書や活動報告書等の記録を  
通じて、①児童及び家族の状況や特性等、②事例の発生に至った経緯、③センターの関

与状況等、④市町村及びその他関係機関の関与状況等、に関する情報収集を行う。

会議では、事例への関係機関の関与状況について、関係者ごとのヒアリング等を以下の点に留意しながら実施することにより、事実をさらに詳細に確認していく。なお、会員の同意が得られた場合には、必要に応じて検証委員による現地調査を実施する。

① ヒアリングには、検証委員の一部若しくは全員が参加することを原則とし、当該事例に直接関与した、又は直接関与すべきであった組織の者以外の者が実施する。

② ヒアリングの対象者は、センターのアドバイザー若しくはそれに準ずる者とし、必要と状況に応じて、事例の当事者である援助を受けた会員（以下「依頼会員」という。）及び援助を行った会員（以下「提供会員」という。）を対象とする。

③ ヒアリングでは、それまでに確認した事例の概要では不明な点について、事例に直接関わったセンターのアドバイザー等や、依頼会員及び提供会員（以下「会員」という。）の意見を客観的に聴取することにより、事例の状況をさらに詳細に把握していく。

④ ヒアリングは、特に会員のプライバシーについては、十分に配慮する。また、事例を担当していた提供会員の心理的支援について必要に応じて組織的に取り組むことも重要である。

#### (5) 資料作成

事務局は、検証委員からの関係者ごとのヒアリング等により明らかになった事実を随時時系列に整理するとともに、現行のセンター運営体制に関する資料（①市町村の組織図、センターの概要、②アドバイザー、サブリーダー等スタッフ数、③活動件数、会員数、講習時間数、④依頼受付対応等の概要、⑤その他必要な情報等）を含め、問題点・課題を抽出するための基礎資料を作成する。

その他、検証組織の設置要綱、委員名簿、報道記事等の資料を準備する。

#### (6) 問題点・課題の抽出

関係者ごとのヒアリング等により事例の事実関係が明確になった段階で、なぜ検証対象の事故事例及びヒヤリ・ハット事例が発生してしまったのか、事例が発生した背景、対応方法、センター等関係機関の連携、組織の体制、その他の問題点・課題等を抽出する。検討に当たっては、客観的な事実やデータに基づき建設的な議論を行う。

#### (7) 提言

事例が発生した背景、対応方法、関係機関の連携、組織上の問題等、抽出された問題点・課題を踏まえ、その解決に向けて実行可能性を勘案しつつ、実行する機関名や提言への取組開始時期、評価方法等を明記するなど、具体的な対策を提言する。

なお、行政機関の対応など早急に改善策を講じる必要がある場合、検証の経過において、まず早急に講ずべき改善策について提言し、検証の全体の終結を待たずに、必要な施策を講じることも考える必要がある。

## 4 報告書

### (1) 報告書の作成

検証組織は、報告書に盛り込むべき下記内容例を参考に、それまでの検証組織における審議結果を踏まえ報告書を作成し、市町村に提出する。盛り込むべき内容としては、①検証の目的、②検証の方法、③事例の概要、④明らかとなった問題点・課題、⑤問題点・課題に対する提案（提言）、⑥今後の課題、⑦会議開催経過、⑧検証組織の委員名簿、⑨参考資料等が考えられる。

### (2) 公表

事故事例及びヒヤリ・ハット事例の検証を行うことは、その後の相互援助活動における事故防止対策に密接に関連するものであり、他のセンターにおける事故防止対策に資することから、検証結果は公表することが望ましい。ただし、公表にあたっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシー保護について十分配慮する。なお、公表の際には厚生労働省に報告書を提出する。

### (3) 提言の実施状況

事務局は、報告書の提言を受けて、速やかに、具体的な措置を講じるとともに講じた措置及びその実施状況について市町村の検証組織に定期的に報告し、検証組織は、報告を受けた内容について評価する。



